

各関係団体の長 様

北海道保健福祉部長

「北海道介護医療院の施設に関する基準を定める条例（仮称）」素案に対する意見聴取
について

日頃から、本道の保健福祉行政の推進に格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成29年6月2日に公布された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、介護保険法の一部が改正され、この中で介護医療院が介護保険施設に追加されました。

これにより、他の介護保険施設と同様に厚生労働省が定める基準に基づき、条例で介護医療院の基準等を定めることとなり、道では、次のとおり「北海道介護医療院の施設に関する基準を定める条例（仮称）」素案を取りまとめたところです。

つきましては、素案について、貴職から御意見を伺いたいのでお忙しいところ大変恐縮ですが、御意見があれば御提出いただきますようお願い申し上げます。

なお、国の基準省令が公布された時期（1月18日）と条例の制定手続きの期間を考慮した結果、短期間での意見聴取となりましたことを御理解願います。

記

1 条例（仮称）の名称

「北海道介護医療院の施設に関する基準を定める条例（仮称）」

2 素案等について

- (1) 「北海道介護医療院の施設に関する基準を定める条例（仮称）」素案の概要
- (2) 別紙1「北海道介護医療院の施設に関する基準を定める条例（仮称）」素案
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）～抜粋
- (4) 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）～官報

3 意見書様式

別紙「意見提出様式」のとおり

4 提出期限

平成30年2月5日（月）

5 提出先

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道保健福祉部福祉局施設運営指導課（担当 北原）

FAX 011-232-1097

電子メール kitahara_jun@pref.hokkaido.lg.jp

※ 提出方法につきましては、郵送・FAX・電子メールいずれの方法でも構いません。

6 その他

今回、お示しした素案については、道民の皆様から広く御意見を伺うため、別途、パブリックコメントを実施しています。

【参考】パブリックコメントに係る施設運営指導課ホームページアドレス

（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/index.htm>）

福祉局施設運営指導課事業指定グループ
主査（介護）担当 北原
TEL 011-204-5935（直通）
FAX 011-232-1097
MAIL kitahara_jun@pref.hokkaido.lg.jp